

住まい確保支援事業の概要

1 事業概要

賃貸物件への入居を断られやすい高齢者、障害者、ひとり親家庭が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、区が不動産団体を通して物件情報を収集し、該当物件情報を対象者に提供する。

2 利用できる方

原則として、現在、区内に住所を有し、かつ居住しているつぎの方

65歳以上の方のみで構成される世帯

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳の交付を受けた方を含む世帯
子ども（高校生相当の年齢まで）と母または父のみで構成される母子および父子家庭

3 申し込み

4か所の総合福祉事務所の所定の窓口に「高齢者等住み替え住宅 物件情報提供依頼書」を提出 高齢者世帯については、提出の際「緊急通報システム」の利用承諾を得る。

4 物件情報の提供

- 各福祉事務所でご提出いただいた依頼書を区住宅課で集約した上、各不動産団体に物件照会を行う。各団体から得た物件情報を、区住宅課から依頼者に郵送する。

依頼書提出から物件情報提供までの期間は、依頼書提出時期によって1～3週間程度。

各支部からの物件情報がない場合は、その旨利用者に通知する。

5 部屋探し、契約手続き

- 情報提供を受けた方は、区からの物件情報をもとに取扱不動産仲介店を訪問。物件情報詳細聞き取り、物件下見を行っていただく。

- 入居を希望する場合は、不動産店で賃貸借契約の締結。

高齢者世帯については、賃貸借契約前に所定の地域包括支援センターで「緊急通報システム」の利用申請を行う。

【事業スキーム図】

